

令和 6 年 9 月 5 日

第 3 回 笠松町議会定例会議案

目 次

第 6 号報告	令和 5 年度笠松町健全化判断比率の報告について
第 7 号報告	令和 5 年度笠松町資金不足比率の報告について
第 8 号報告	令和 4 年度笠松町健全化判断比率修正の報告について
第 9 号報告	放棄した債権の報告について
第 59 号議案	令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について
第 60 号議案	人権擁護委員候補者の推せんについて
第 61 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 62 号議案	公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例について
第 63 号議案	笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について
第 64 号議案	笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
第 65 号議案	笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第 66 号議案	福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更について
第 67 号議案	町道の路線認定について
第 68 号議案	令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 3 号）について
第 69 号議案	令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
第 70 号議案	令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
第 71 号議案	令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
第 72 号議案	令和 5 年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
第 73 号議案	令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 74 号議案	令和 5 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 75 号議案	令和 5 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 76 号議案	令和 5 年度笠松町水道事業会計決算認定について

第 77 号議案 令和 5 年度笠松町下水道事業会計決算認定について
一 般 質 問

第 6 号報告

令和 5 年度笠松町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6 . 4	3 7 . 8

第 7 号報告

令和 5 年度笠松町資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—

第 8 号報告

令和 4 年度笠松町健全化判断比率修正の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度笠松町健全化判断比率の修正について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
修正前	—	—	5 . 8	4 1 . 5
修正後	—	—	5 . 8	3 8 . 7

第 9 号報告

放棄した債権の報告について

笠松町水道事業の債権管理に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 1 号）第 6 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、第 7 条の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

放棄事由	人数	金額	放棄年月日
時効期間満了 (第 1 号)	3 3 人	1 7 0 , 3 6 3 円	令和 6 年 3 月 3 1 日

第 5 9 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 6 年 7 月 1 9 日 専 決

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 6 年 7 月 19 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算書

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 6 年度笠松町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 0 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 9 3 1, 4 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 7 月 1 9 日 専 決

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
19繰越金		204,114	8,034	212,148
	1繰越金	204,114	8,034	212,148
歳入	合計	7,923,455	8,034	7,931,489

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1, 1 0 9, 0 9 0	8, 0 3 4	1, 1 1 7, 1 2 4
	2 企 画 費	2 3 6, 9 5 5	8, 0 3 4	2 4 4, 9 8 9
歳 出 合 計		7, 9 2 3, 4 5 5	8, 0 3 4	7, 9 3 1, 4 8 9

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	204,114	8,034	212,148	1 前年度繰越金	8,034	前年度繰越金
計	204,114	8,034	212,148			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 企画総務費	219,829	8,034	227,863				8,034	18 負担金補助及び交付金	8,034	商工会クーパーン事業補助金
計	236,955	8,034	244,989				8,034			

第 6 0 号議案

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推せんしたいから町議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	岩 村 雅 人
住 所	
生 年 月 日	

氏 名	森 眞 理 子
住 所	
生 年 月 日	

氏 名	千 村 ゆ か り
住 所	
生 年 月 日	

氏 名	大 野 健 司
住 所	
生 年 月 日	

第 6 1 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(笠松町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 笠松町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年笠松町条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(笠松町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 2 条 笠松町個人情報保護法施行条例(令和 4 年笠松町条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(笠松町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 笠松町職員の給与に関する条例(昭和 3 0 年笠松町条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 4 1 年笠松町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年笠松町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（笠松町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の笠松町職員の給与に関する条例第18条の3第1項

（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第 6 2 号議案

公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例について

公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例

(笠松町みんなの健活プロジェクト基金条例の一部改正)

第 1 条 笠松町みんなの健活プロジェクト基金条例(令和 5 年笠松町条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(目的外の取崩し)

第 5 条 町長は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和 4 6 年法律第 3 4 号)第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和 4 8 年法律第 5 3 号)第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第 4 9 条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 4 9 条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(笠松町飼い主のいない猫対策基金条例の一部改正)

第 2 条 笠松町飼い主のいない猫対策基金条例(令和 6 年笠松町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(目的外の取崩し)

第5条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（笠松町森林環境譲与税基金条例の一部改正）

第3条 笠松町森林環境譲与税基金条例（平成31年笠松町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（目的外の取崩し）

第5条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（かさまつ応援基金条例の一部改正）

第4条 かさまつ応援基金条例（平成20年笠松町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とする。

第6条に次の1号を加える。

（4） 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業に活用するとき。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（目的外の取崩し）

第6条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 3 号議案

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例（平成 1 7 年笠松町条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例

笠松町公共施設巡回町民バス設置条例（平成 1 7 年笠松町条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「精神障害者」の次に「、難病患者、小児慢性特定疾病児童」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 4 号議案

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町福祉医療費の助成に関する条例（昭和 5 0 年笠松町条例第 2 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 笠松町福祉医療費の助成に関する条例（昭和 5 0 年笠松町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「満 1 8 歳」を「1 8 歳」に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条第 1 項」を「同法附則第 3 条第 1 項」に改め、同項第 4 号ア中「養育している父の配偶者」を「扶養している父の配偶者」に改める。

第 8 条第 2 項中「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改める。

第 2 条 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号ア中「施行令第 2 条の 4 第 7 項」を「施行令第 2 条の 4 第 6 項」に、「施行令第 2 条の 4 第 8 項」を「同条第 7 項」に改め、同項第 4 号ア中「施行令第 2 条の 4 第 8 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 3 条 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳幼児・児童・生徒」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 項中「において乳幼児・児童・生徒」を「において、子ども」に改め、同項第 1 号中「乳幼児・児童・生徒」を「子ども」に、「満 1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 3 条の 2 ただし書中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年11月1日から、第3条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の笠松町福祉医療費の助成に関する条例（次項において「改正後の福祉医療費助成条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（次項において「施行日」という。）以後の療養の給付に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 町長は、施行日前においても、改正後の福祉医療費助成条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

第 6 5 号議案

笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

笠松町国民健康保険条例（昭和 4 0 年笠松町条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険条例（昭和 4 0 年笠松町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 6 6 号議案

福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更について

令和 6 年 1 月 3 0 日議決の福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、令和 6 年 8 月 1 日付けで変更仮契約した同工事について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により町議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

福祉健康センター空調機改修工事

- | | | | |
|---|-------|-----|-------------------------|
| 1 | 契約の金額 | 変更前 | 金 5 3 , 4 2 7 , 0 0 0 円 |
| | | 変更後 | 金 5 4 , 5 0 5 , 0 0 0 円 |

第 6 7 号議案

町道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3 2 8 0	田代 7 9 号 線	田 代	
		田 代	

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算書

第 6 8 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度笠松町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 4, 9 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 0 6 6, 4 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができるとする事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款					
1 町	税		2, 770, 478	△95, 690	2, 674, 788
		1 町 民 税	1, 347, 600	△95, 690	1, 251, 910
9 地 方 特 例 交 付 金			27, 500	101, 700	129, 200
		1 地 方 特 例 交 付 金	27, 500	101, 700	129, 200
10 地 方 交 付 税			1, 390, 000	20, 000	1, 410, 000
		1 地 方 交 付 税	1, 390, 000	20, 000	1, 410, 000
15 県 支 出 金			636, 677	279	636, 956
		3 委 託 金	43, 219	279	43, 498
17 寄 附 金			29, 004	102, 000	131, 004
		1 寄 附 金	29, 004	102, 000	131, 004
18 繰 入 金			337, 033	△205, 875	131, 158
		1 特 別 会 計 繰 入 金	1	14, 575	14, 576
		2 基 金 繰 入 金	337, 032	△220, 450	116, 582
19 繰 越 金			212, 148	213, 557	425, 705
		1 繰 越 金	212, 148	213, 557	425, 705
21 町 債			205, 200	△1, 000	204, 200
		1 町 債	205, 200	△1, 000	204, 200
歳 入 合 計			7, 931, 489	134, 971	8, 066, 460

(単位：千円)

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務 費		1, 117, 124	107, 937	1, 225, 061	
	1 総 務 管 理 費	453, 976	3, 794	457, 770	
	2 企 画 費	244, 989	101, 000	345, 989	
	3 徴 税 費	319, 875	1, 500	321, 375	
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	89, 636	389	90, 025	
3 民 生 費	5 選 挙 費	7, 343	1, 254	8, 597	
		2, 946, 277	5, 535	2, 951, 812	
	1 社 会 福 祉 費	2, 086, 469	1, 210	2, 087, 679	
	2 児 童 福 祉 費	859, 708	4, 325	864, 033	
		1, 083, 457	7, 431	1, 090, 888	
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	338, 297	7, 431	345, 728	
		65, 049	3, 000	68, 049	
6 商 工 費	1 商 工 費	65, 049	3, 000	68, 049	
		681, 673	920	682, 593	
7 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	264, 291	920	265, 211	
		385, 871	1, 142	387, 013	
8 消 防 費	1 消 防 費	385, 871	1, 142	387, 013	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		983,728	9,006	992,734
	1 教 育 総 務 費	296,704	7,074	303,778
	5 保 健 体 育 費	258,046	1,932	259,978
歳 出 合 計		7,931,489	134,971	8,066,460

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事	項	期	間	限	度	額
学 校 給 食 セ ン タ ー 運 営 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で		総 額		201, 600

第 3 表 地方債補正

1 変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補			前			正			後		
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	23,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	22,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。				

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,235,600	△95,690	1,139,910	1 現年課税分	△95,690	所得割
計	1,347,600	△95,690	1,251,910			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	27,500	101,700	129,200	1 地方特例交付金	101,700	
計	27,500	101,700	129,200			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	1,390,000	20,000	1,410,000	1 地方交付税	20,000	
計	1,390,000	20,000	1,410,000			

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	43,129	279	43,408	3 選挙費委託金	279	岐阜県知事選挙委託金
計	43,219	279	43,498			

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	29,001	101,000	130,001	1 企画費寄附金	101,000	かさまつ応援寄附金
4 商工費寄附金		1,000	1,000	1 観光費寄附金	1,000	観光促進事業寄附金
計	29,004	102,000	131,004			

(款) 18 繰入金
(項) 1 特別会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険特別会計繰入金	1	13,612	13,613	1 介護保険特別会計繰入金	13,612	介護保険特別会計繰入金
2 国民健康保険特別会計繰入金		35	35	1 国民健康保険特別会計繰入金	35	国民健康保険特別会計繰入金
3 後期高齢者医療特別会計繰入金		928	928	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	928	後期高齢者医療特別会計繰入金
計	1	14,575	14,576			

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	300,000	△220,450	79,550	1 財政調整基金繰入	△220,450	財政調整基金繰入
計	337,032	△220,450	116,582			

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	212,148	213,557	425,705	1 前年度繰越金	213,557	前年度繰越金
計	212,148	213,557	425,705			

(款) 21 町債
(項) 1 町債 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 臨時財政対策債	23,000	△1,000	22,000	1 臨時財政対策債	△1,000	臨時財政対策債
計	205,200	△1,000	204,200			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	特定財源	町債	その他	一般財源	区分		金額
3 財産管理費	33,079	680	33,759					680	10 需用費	680	修繕料
5 町民バス運行費	36,838	1,165	38,003					1,165	10 需用費	1,165	修繕料
8 諸費	18,850	1,949	20,799					1,949	18 負担金補助及び交付金	1,949	地区集会所改修補助金
計	453,976	3,794	457,770					3,794			

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財源	町債	一般財源	区分		金額
1 企画総務費	227,863	101,000	328,863			101,000	10 需用費	35,237	消耗品費	
							11 役務費	3,715	通信運搬費 手数料	20 3,683
									筆耕翻訳料	12
							12 委託料	10,547	ふるさと納税業務委託料	
							24 積立金	51,501	かさまつ応援基金積立金	
計	244,989	101,000	345,989			101,000				

(款) 2 総務費

(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 税務総務費	283, 449	1, 500	284, 949				1, 500	22 償還金利子及び割引料	1, 500	町税還付金
計	319, 875	1, 500	321, 375				1, 500			

(款) 2 総務費 (項) 4 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	説 明
1 戸籍住民基本台帳費	89,636	389	90,025	国県支出金			10 需用費	84	修繕料
							12 委託料	△37	住民基本台帳ネットワークシステム委託料
							13 使用料及び賃借料	62	住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料
							17 備品購入費	280	庁用器具費
計	89,636	389	90,025						

(款) 2 総務費 (項) 5 選挙費 (単位：千円)									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	説 明
3 岐阜県知事選挙費	6,549	1,254	7,803	国県支出金			17 備品購入費	1,254	機械器具費
計	7,343	1,254	8,597						

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位：千円)									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	説 明
1 社会福祉総務費	711,770	20	711,790				20 繰出金	20	介護保険特別会計繰出金
4 障害福祉費	683,411	1	683,412				22 償還金利子及び割引料	1	返還金
5 福祉医療費	216,017	1,121	217,138				10 需用費	312	消耗品費
							11 役務費	319	印刷製本費
							12 委託料	490	通信運搬費
8 後期高齢者医療費	401,891	68	401,959				27 繰出金	68	情報センター委託料
計	2,086,469	1,210	2,087,679						後期高齢者医療特別会計繰出金

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 児童措置費	765,082	161	765,243				161	22 償還金利子及び割引料	161	返還金
3 子育て支援推進費	82,137	4,164	86,301				4,164	22 償還金利子及び割引料	4,164	返還金
計	859,708	4,325	864,033				4,325			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 保健衛生総務費	155,770	134	155,904				134	22 償還金利子及び割引料	134	返還金
2 予防費	104,784	7,269	112,053				7,269	22 償還金利子及び割引料	7,269	返還金
3 健康増進事業費	31,163	28	31,191				28	22 償還金利子及び割引料	28	返還金
計	338,297	7,431	345,728				7,431			

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 商工業振興費	30,981	2,000	32,981				2,000	18 負担金補助及び交付金	2,000	創業者支援事業補助金
3 観光費	27,241	1,000	28,241			1,000		18 負担金補助及び交付金	1,000	観光事業補助金
計	65,049	3,000	68,049			1,000	2,000			

(款) 7 土木費 (項) 2 道路橋梁費											(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				国県支出金	特定町債	財源		一般財源	区分	金額	
						その他					
2 道路新設改良費	69,356	920	70,276					920	14 工事請負費	920	側溝舗装等新設改良工事請負費
計	264,291	920	265,211					920			

(款) 8 消防費											(単位：千円)
(項) 1 消防費											
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	特定町債	一般財源 その他	区分	金額			
2 消防施設費	356,467	1,142	357,609				1,142	10 需用費	1,142	修繕料	
計	385,871	1,142	387,013				1,142				

(款) 9 教育費											(単位：千円)
(項) 1 教育総務費											
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	特定町債	財源 その他	一般財源	区分	金額		
1 教育総務費	296,704	7,074	303,778				7,074	22 償還金 利子及び割引料	7,074	返還金	
計	296,704	7,074	303,778				7,074				

(款) 9 教育費 (項) 5 保健体育費										(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
3 学校給食費	213,266	1,932	215,198				1,932	10 需用費	1,932	修繕料	
計	258,046	1,932	259,978				1,932				

令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第 6 9 号議案

令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,825 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,173,898 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰越金		1, 0 0 0	6 9, 8 2 5	7 0, 8 2 5
	1 繰越金	1, 0 0 0	6 9, 8 2 5	7 0, 8 2 5
歳 入	合 計	2, 1 0 4, 0 7 3	6 9, 8 2 5	2, 1 7 3, 8 9 8

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
5 基 金 積 立 金		7 7, 9 3 5	5 0, 3 8 9	1 2 8, 3 2 4	
	1 基 金 積 立 金	7 7, 9 3 5	5 0, 3 8 9	1 2 8, 3 2 4	
6 諸 支 出 金		2, 0 8 8	1 9, 4 3 6	2 1, 5 2 4	
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2, 0 8 8	1 9, 4 0 0	2 1, 4 8 8	
	2 繰 出 金		3 6	3 6	
歳 出 合 計		2, 1 0 4, 0 7 3	6 9, 8 2 5	2, 1 7 3, 8 9 8	

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1,000	69,825	70,825	1 前年度繰越金	69,825	前年度繰越金
計	1,000	69,825	70,825			

2 歳出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 国民健康保険基金積立金	77,935	50,389	128,324				50,389	24 積立金	50,389	国民健康保険基金積立金
計	77,935	50,389	128,324				50,389			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 償還金	588	19,400	19,988				19,400	22 償還金利子及び割引料	19,400	返還金
計	2,088	19,400	21,488				19,400			

(款) 6 諸支出金
(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他	区分	金額	
1 一般会計繰出金		36	36				27 繰出金	36	繰出金
計		36	36						

令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第 7 0 号議案

令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,804 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 407,733 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
3 繰 入 金		1 0 1 , 5 1 6	6 8	1 0 1 , 5 8 4	
	1 他 会 計 繰 入 金	1 0 1 , 5 1 6	6 8	1 0 1 , 5 8 4	
4 繰 越 金		1	1 1 , 7 3 6	1 1 , 7 3 7	
	1 繰 越 金	1	1 1 , 7 3 6	1 1 , 7 3 7	
歳 入 合 計		3 9 5 , 9 2 9	1 1 , 8 0 4	4 0 7 , 7 3 3	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費		5, 2 0 8	6 6	5, 2 7 4	
	2 徴 収 費	2, 0 7 6	6 6	2, 1 4 2	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3 9 0, 2 7 0	1 0, 8 0 9	4 0 1, 0 7 9	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3 9 0, 2 7 0	1 0, 8 0 9	4 0 1, 0 7 9	
3 諸 支 出 金		1 5 1	9 2 9	1, 0 8 0	
	2 繰 出 金		9 2 9	9 2 9	
歳 出 合 計		3 9 5, 9 2 9	1 1, 8 0 4	4 0 7, 7 3 3	

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	101,516	68	101,584	1 事務費繰入金	68	事務費繰入金
計	101,516	68	101,584			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	11,736	11,737	1 前年度繰越金	11,736	前年度繰越金
計	1	11,736	11,737			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	特定財源	町債	その他	一般財源	区分		金額
1 徴収費	2,076	66	2,142					66	10 需用費	66	印刷製本費
計	2,076	66	2,142					66			

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源	財源			区分	金額	
					国県支出金	町債	その他			
1 後期高齢者医療広域連合納付金	390,270	10,809	401,079				10,809	18 負担金補助及び交付金	10,809	保険料等負担金
計	390,270	10,809	401,079				10,809			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 一般会計繰出金		929	929				929	27 繰出金	929	繰出金
計		929	929				929			

令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第 7 1 号 議 案

令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1, 8 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 6 3, 9 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	歳入				
1 保険料	料		451,016	532	451,548
	1 介護保険料		451,016	532	451,548
3 国庫支出金	金		525,516	1,165	526,681
	1 国庫負担金		376,026	1,016	377,042
	2 国庫補助金		149,490	149	149,639
4 支払基金交付金	金		567,348	1,084	568,432
	1 支払基金交付金		567,348	1,084	568,432
5 県支出金	金		309,482	1,674	311,156
	1 県負担金		294,353	1,664	296,017
	2 県補助金		15,129	10	15,139
7 繰入金	金		348,600	20	348,620
	1 他会計繰入金		340,993	20	341,013
8 繰越金	金		1	57,368	57,369
	1 繰越金		1	57,368	57,369
歳入合	計		2,202,129	61,843	2,263,972

(単位：千円)

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		46,290	24	46,314
	1 総 務 管 理 費	23,899	24	23,923
2 保 険 給 付 費		2,062,698	2,283	2,064,981
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 諸 費	38,332	1,523	39,855
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	64,017	760	64,777
3 地 域 支 援 事 業 費		92,301	90	92,391
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	34,493	90	34,583
4 基 金 積 立 金		32	27,229	27,261
	1 基 金 積 立 金	32	27,229	27,261
5 諸 支 出 金		308	32,217	32,525
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	301	18,610	18,911
	2 繰 出 金	7	13,607	13,614
歳 出 合 計		2,202,129	61,843	2,263,972

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	451,016	532	451,548	1 現年度分	532	第1号被保険者分
計	451,016	532	451,548			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	376,026	1,016	377,042	1 現年度分	457	現年度分
				2 過年度分	559	前年度精算分
計	376,026	1,016	377,042			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	117,371	132	117,503	1 現年度分	132	現年度分
2 地域支援事業費交付金	28,351	17	28,368	1 現年度分	18	現年度分
				2 過年度分	△1	前年度精算分
計	149,490	149	149,639			

(款) 4 支払基金交付金
(項) 1 支払基金交付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	556,930	615	557,545	1 現年度分	616 現年度分	
				2 過年度分	△1 前年度精算分	
2 地域支援事業費交付金	10,418	469	10,887	1 現年度分	24 現年度分	
				2 過年度分	445 前年度精算分	
計	567,348	1,084	568,432			

(款) 5 県支出金
(項) 1 県負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	294,353	1,664	296,017	1 現年度分	286 現年度分	
				2 過年度分	1,378 前年度精算分	
計	294,353	1,664	296,017			

(款) 5 県支出金
(項) 2 県補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金	15,129	10	15,139	1 現年度分	11 現年度分	
				2 過年度分	△1 前年度精算分	
計	15,129	10	15,139			

(款) 7 繰入金
(項) 1 他会計繰入金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	340,993	20	341,013	1 介護給付費繰入金	286	介護給付費繰入金
				2 地域支援事業費繰入金	11	地域支援事業費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	△277	職員給与費等繰入金
計	340,993	20	341,013			

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	57,368	57,369	1 前年度繰越金	57,368	前年度繰越金
計	1	57,368	57,369			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一財源	区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
1 一般管理費	23,899	24	23,923				24	12 委託料	24	第三者行為求償事務委託料	
計	23,899	24	23,923				24				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定財源		一般財源	区分	金額	
					町債	その他				
2 地域密着型介護予防サービス費	602	1,523	2,125	581		411	531	18 負担金補助及び交付金	1,523	介護報酬等
計	38,332	1,523	39,855	581		411	531			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国県支出金	町債			その他	
2 高額医療合算介護サービス費	6,552	760	7,312	290		205	265	18 負担金補助及び交付金	760	高額医療合算介護サービス費
計	64,017	760	64,777	290		205	265			

(款) 3 地域支援事業費
(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他の財源	区分	金額	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	34,493	90	34,583	33		24	18 負担金補助及び交付金	90	高額介護予防サービス費相当事業費負担金
計	34,493	90	34,583	33		24			

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他の財源	区分	金額	
1 介護保険基金積立金	32	27,229	27,261				24 積立金	27,229	介護保険基金積立金
計	32	27,229	27,261						

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他の財源	区分	金額	
2 償還金	1	18,610	18,611				22 償還金利子及び割引料	18,610	返還金
計	301	18,610	18,911						

(款) 5 諸支出金
(項) 2 繰出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他の財源	区分	金額	
1 一般会計繰出金	7	13,607	13,614	1,935		444	27 繰出金	13,607	繰出金
計	7	13,607	13,614	1,935		444			

第 7 2 号議案

令和 5 年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 7 3 号議案

令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 7 4 号議案

令和 5 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 7 5 号議案

令和 5 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 7 6 号議案

令和 5 年度笠松町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 7 7 号議案

令和 5 年度笠松町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度笠松町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人